

平成29年度青森県介護支援専門員更新研修（実務未経験者向け）実施要項

1 目的

介護支援専門員には、専門職としての能力の保持・向上が求められるため、介護支援専門員証には有効期限が付され、更新時の研修受講が義務づけられているところである。

このことから、介護支援専門員実務未経験者を対象に必要な知識と技術の維持・向上を図ることを目的に本研修を開催するものである。

2 受講対象者

平成29年11月1日から平成30年10月31日までに有効期間が満了する介護支援専門員であり、現在の介護支援専門員証の交付を受けてから実務に従事した経験を有しない者。

(※下記事項参照)

※ 介護支援専門員としての実務経験の範囲は次の①～⑧の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労したものとします。但し、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供者との連絡調整のみを補助的に行い、サービス計画を作成していなかった場合は、実務経験には該当しません。また、居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっていることから、当該管理者については、実務経験に該当すると認めることとします。なお、実務経験期間については、特段の定めがないことから、実務経験の多寡を問わず、サービス計画を作成していれば、「実務経験者」として取り扱うこととします。

【実務経験の範囲】

- ①居宅介護支援事業所
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦介護予防支援事業者
- ⑧地域包括支援センター

※別添1及び2の「介護支援専門員の更新フロー図」を参考に、今回の研修を受講してください。

3 研修日時、会場 別紙1のとおり

1日目の受講日については、「6月21日」または「6月22日」のどちらかを選択し、2日目以降の受講については、「青森」または「八戸」日程のどちらかを選択し、御希望の日程を申込書に御記入ください。

ただし、会場の収容人数の都合により日程を変更する場合がありますので御了承ください。

4 受講料 34,000円（内訳 受講手数料 15,000円及びテキスト料等 19,000円）

※ 受講手数料とは、青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月青森県条例第26号）別表（第二条関係）四「法第六十九条の八第二項の規定による更新研修を受けようとする者」による手数料をいいます。

支払方法 受講決定通知書に振込用紙を同封しますので、受講決定通知書到着後10日以内に最寄りの金融機関からお振込みください。

なお、一度お振込いただいた受講料は返金できませんので御了承ください。

* 専用の振込用紙には受講者の住所、氏名を記入してください。

* 入金状況の確認のために必要ですので、専用振込用紙以外でのお振込みは御遠慮ください。

* 新たに領収証は発行しませんので「領収証書」を大切に保管してください。

5 受講申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAX又は郵送にて申し込みください。

【提出先】

〒030-0822

青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ2階

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 「介護支援専門員更新研修」係

TEL 017-732-4335 / FAX 017-777-0015

6 受講申し込み締め切り

平成29年5月15日（月）必着

7 受講決定について

受講決定者には「受講決定通知書」を5月下旬頃に自宅住所あて送付します。

8 留意事項

(1)介護支援専門員として介護支援専門員証の有効期間の更新手続きをされるためには、本研修の全課程を修了することが必要です。

※修了した受講者には、「修了証明書」を発行します。

(2)申込者数によっては、受講調整を行う場合がありますので予め御了承ください。

※調整をお願いする方には、事務局より意向を確認した後に通知をいたします。

(3)申込みが完了した後に、やむを得ない事由により受講できなくなった場合、変更があった場合は、別添の様式1を提出してください。

(4)研修会場に持参するもの

①本人であることが確認できる書類（運転免許証、顔写真の入った身分証明書、旅券、健康保険証等）

②印鑑（受講期間中は同じ印鑑を使用します）③筆記用具

※受付では①を提示し、受付簿に押印してください。

※受付は1日2回で、受付開始時刻は午前・午後とも講義が始まる30分前から行います。

(5)昼食は各自で準備してください。（※八戸会場2日目以降卸センター食堂もあります）

（※青森会場2日目以降水産ビルにてお弁当販売もあります）

(6)宿泊の斡旋はいたしません。

(7)研修会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。

(8)介護支援専門員証の氏名等の変更や登録番号の照会については、県の担当課までお問い合わせください。（県高齢福祉保険課 TEL：017-734-9298）

9 個人情報について

平成29年度青森県介護支援専門員更新研修の「受講申込書」等各種添付書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、青森県介護支援専門員更新研修及び名簿登録・修了証明書発行業務以外の目的に利用することはありません。

10 その他

本研修で使用するテキストは、研修初日に配付します。

① <六訂> 介護支援専門員実務研修テキスト 上巻・下巻

② <五訂> 居宅サービス計画書作成の手引き